

## 平成22年度第1回農薬吸入毒性評価部会のご指摘への対応(案)

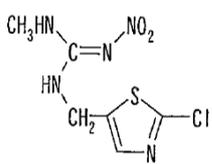
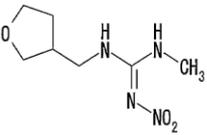
## I. 吸入毒性試験対象農薬の選定について

次年度の対象農薬について、第1回部会において、本年度の対象農薬であるフサライドについて使用実績の多いフェリムゾンとクロチアニジンのうち、

- ・既存の試験成績が存在するジノテフランと同じネオニコチノイド系農薬であるクロチアニジンは除外し、
- ・次年度においてはフェリムゾンについて吸入毒性試験を実施することを事務局より提案した。

これについて、同系統の農薬であっても作用機序も考慮して選定すべきであり、候補に含まれているネオニコチノイド系のクロチアニジン及びジノテフランについて情報収集した上で改めて検討すべきところのご指摘があったところ。

## 1. クロチアニジン及びジノテフランの適用作物・病害虫及び作用機序

農薬名	適用作物	適用病害虫	作用機序*
クロチアニジン 	稲	ウンカ類 カメムシ類	昆虫の中樞神経系のニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用である。
	大豆	カメムシ類 アブラムシ類	
	松	マツノマダラカミキリ成虫	
ジノテフラン 	稲	ウンカ類 カメムシ類 ツマグロヨコバイ コブノメイガ	ニコチン性アセチルコリンレセプターに対する結合親和性は低いにもかかわらず、電気生理学的にはアゴニスト作用を示す特長を有する。
	大豆	カメムシ類	

※出典：食品安全委員会健康影響評価資料

## 2. 吸入毒性試験対象農薬

次年度の対象農薬については、第1回部会開催時点では1農薬のみの実施を想定していたが、本年度の試験の実施状況を踏まえると、次年度においては2農薬の試験が可能と見込まれる。このため、フェリムゾンに加え、クロチアニジンについても吸入毒性試験を実施することとする。なお、仮に次年度に2農薬の試験が困難となった場合は、次々年度にクロチアニジンの試験を実施することとする。

## II. 吸入毒性試験後の臓器の保存について

第1回部会において、サテライト群の設定は行う必要はないものの、吸入毒性試験において毒性が発現した場合に毒性と農薬濃度の関係が確認できるよう、試験終了時に臓器を凍結保存することを検討すべきとのご指摘があった。

ご指摘を踏まえ、吸入毒性試験終了後に臓器を凍結保存することとし、保存臓器は、剖検以外の用途で保存が可能な肝臓とする。

なお、臓器の保存は、毒性評価終了までとする。

## III. 作業員に対する安全対策の現状等について

### 1. 作業員に対する安全対策について

無人ヘリコプターによる農薬散布の安全対策については、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」等により指導。

作業員に対する具体的な安全対策は以下のとおり。

- 1) 「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知）抜粋

#### 第4 空中散布等の実施に当たって遵守すべき事項

実施主体は、空中散布等の実施に際して、第5から第7までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

#### 3 実施に当たっての危被害防止対策

空中散布等を実施する際には、実施区域及びその周辺における危被害防止に万全を期すとともに、操作要員及び作業員の安全に十分留意するものとする。

(5) 操作要員及び補助員の安全を十分に確保し、特に以下の事項に

留意すること。

- ① 操作要員及び補助員は保護具を着用すること。
- 2) 「平成22年度農薬危害防止運動の実施について」（平成22年4月23日付け薬食発第0423第12号 22消安第358号厚生労働省医薬食品局長 農林水産省消費・安全局長通知）抜粋

#### 農薬危害防止運動実施要綱

別記1 農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

2 農薬による事故防止のための注意事項

(6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。

- 3) 「産業用無人ヘリコプターによる病虫害防除実施者のための手引き〔平成22年版〕」（社団法人農林水産航空協会）抜粋

6. 作業前の安全チェック

ヘルメット、マスク、保護めがね、長袖の上着、長ズボン等の装備に不都合ないか確かめたか。

7. 散布飛行の基本

- ・ オペレーターや作業者等は必ず風上側に位置して下さい。
- ・ オペレーターや作業者等は機体から20m以上離れて下さい。

## 2. 作業者の健康診断について

作業者に対する健康管理や健康診断については、「平成22年度農薬危害防止運動の実施について」により次のとおり指導。

#### 農薬危害防止運動実施要綱

第5 実施事項

2 農薬の適正使用等についての指導等

(9) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要なに応じて健康診断を受診するよう指導する。